

令和2年(厚)第791号

令和3年8月31日

主文

後記「事実」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分の取消しを求めるとのことである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 亡A(以下「A」という。)は、厚生年金保険の被保険者期間を396月(昭和60年法律第34号による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚年法」という。)第3条第1項第7号所定の第4種被保険者期間115月を含む。)とする老齢厚生年金を受給していたが、令和○年○月○日に死亡した。

2 請求人は、Aの妻であるとして、同月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

3 厚生労働大臣は、Aの第4種被保険者期間に誤りがあったとして、同人の第4種被保険者期間の記録を115月から64月に訂正し、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、訂正後の記録に基づき、Aの厚生年金保険の被保険者期間を345月(第4種被保険者期間64月を含む。)として、遺族厚生年金を裁定した(以下「原処分1」という。)

また、厚生労働大臣は、上記の訂正に伴い、請求人が受給している老齢基礎年金について、納付済期間を348月から333月に訂正して、被保険者期間を333月として再裁定した(以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。)

4 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

1 旧厚年法第3条第1項第7号、第15条、第17条、第42条第1項第1号によると、厚生年金の被保険者期間が10年以上ある者が、被保険者でなくなった場合において、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間(20年)を満たしていないときは、都道府県知事に申し出て、第4種被保険者となることができるとされ、第4種被保険者は、上記の被保険者期間を満たしたときに、第4種被保険者資格を喪失するとされている。

2 本件の場合、前記「事実」欄第2の3記載の理由によりされた原処分に対し、請求人は、それを不服とし、同第3の1記載のとおり主張しているのであるから、本件の問題点は、請求人の上記主張に理由があるか否かである。

第2 当審査会の判断

1 本件記録によると、次の各事実が認められる。

(1) Aは、厚年資格を昭和○年○月○日に喪失したが、その時点において、被保険者期間(第1種被保険者期間)127月を有していた。

(2) Aは、都道府県知事に申し出て、昭和○年○月○日に旧厚年法第15条に規定する第4種被保険者資格を取得し、同月から昭和○年○月までの115月について、保険者からの保険料の納入告知に基づき、保険料を納付した。

(3) Aは、平成○年○月○日に60歳に到達し、同年○月○日に厚年年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚年金」という。)の裁定を請求した。

- (4) その時点におけるAの被保険者期間は、① 上記(1)記載の127月(第1種)、② その後の加入期間105月(第1種)、③ 上記(2)記載の115月(第4種)であるが、④ 上記①とは別に、新たに昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの49月の被保険者期間(第1種)があることが判明した。保険者は、Aに対し、これらの①ないし④の期間を合計した396月を被保険者期間として、特老厚年金を裁定した。
- (5) しかし、第4種被保険者の被保険者資格は、旧厚年法の老齢年金の受給資格240月を満たしたときに喪失となるから、第4種被保険者の被保険者期間は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの113月となるべきであった。また、上記④の期間が判明したことにより、その期間も第4種被保険者の加入可能期間から控除されるべきであった。そうすると、第4種被保険者期間は64月(115-2-49)となるから、被保険者期間を345月として、Aの特老厚年金を裁定すべきであった。
- (6) しかるに、保険者は、Aに対し、上記(4)のとおり、被保険者期間を396月とする特老厚年金を裁定し、65歳到達時の平成〇年〇月〇日にも同内容の老齢厚生年金を裁定した(以下、これらを「先行処分」という)。そして、Aは、死亡する令和〇年〇月まで約〇年〇か月にわたり、同年金を受給していた。
- (7) 請求人は、令和〇年〇月〇日に遺族厚生年金の裁定を請求したが、その際に、保険者は、先行処分についての裁定誤りが判明したとして、①Aの第4種被保険者資格の被保険者期間を64月に訂正した上、Aの厚年期間を345月として特老厚年金及び老齢厚生年金を再裁定し、②訂正後のAの厚年期間345月に基づき、請求人の遺族厚生年金を裁定し(原処分1)、③Aの第4種被保険者期間の訂正に伴い、同期間でなくなった昭和〇年〇月〇日から昭和

和〇年〇月〇日の間に係る請求人の第3号被保険者期間8月(昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日まで)を、第1号被保険者期間(未納)に種別変更し、それに伴い、請求人の老齢基礎年金について、納付済期間341月(うち3号期間98月)を333月(うち3号期間90月)と訂正して再裁定した(原処分2)。

- 2 法律による行政の原理に基づき、保険者は、不服申立期間の経過により確定した処分であっても、違法な処分を公益的な見地から取り消すことができる。しかし、取り消されるべき行政処分の性質、相手方その他の利害関係人の既得の権利利益の保護、当該行政処分を基礎として形成された新たな法律関係の安定の要請などの見地から、条理上取消しが制限される場合もある。

上記1認定の事実によれば、Aの被保険者期間には誤りがあり、これを看過してされた先行処分には誤りがあった。保険者が上記1(7)で訂正した内容は法令の定めにとったものであり、訂正後の記録に基づく遺族厚生年金の裁定及び老齢基礎年金の再裁定は、その内容自体に誤りはない。しかし、Aの被保険者期間が349月であることは、同人が平成〇年〇月〇日に特老厚年金の裁定を請求した際に、すでに判明していた事実であるから、この時点における裁定誤りは、保険者の一方的な過失によるものである。そして、Aがその後〇年以上にわたり特老厚年金及び老齢厚生年金の支給を受け、同人が死亡した後において、遡って同人の被保険者資格を訂正することは、請求人が受給する遺族厚生年金及び老齢基礎年金の年金額を将来にわたって減少させるのみならず、Aが受給した特老厚年金及び老齢厚生年金並びに請求人が受給した老齢基礎年金の支給額の一部を過去に遡って返還させるものであり、たとえAが保険者に支払った第4種被保険者資格の保険料の一部が返還されるとしても、20年以上にわたり形成され安定し

た法律関係を損なうものであり、既得の権利利益を侵害するものである。また、Aは、第4種被保険者期間115月について、誤って受給していたとしても、それに見合う保険料も支払っていたのであるから、先行処分をそのまま維持したとしても、保険財政に与える影響は小さく、この誤りを訂正しなければ、公共の利益を害するとはいえない。これらを考慮すると、先行処分を遡って取り消すことは、信義誠実の原則に反して、許されないとすべきであり、その取消しを前提とする原処分は、いずれも妥当ではなく、取消しを免れない。

- 3 なお、請求人は、再審査請求において、原処分の取消しのほか、損害賠償請求や保険者の謝罪・責任者の処罰を求めるとしているが、これらの事項は、原処分についての不服申立ての範囲を超えるものであり、当審査会の審理判断の対象外である。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。